

鹿児島県建築物耐震改修促進計画の改定について

平成 29 年 12 月改定

1 計画の概要

(1) 改定理由

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき策定している「鹿児島県建築物耐震改修促進計画（H19.7 策定）」について、計画期間を延長するとともに、平成 25 年同法の改正やその後の熊本地震を踏まえて見直し、建築物の耐震化を一層促進する。

(2) 計画期間 平成 29 年度～37 年度

(3) 対象建築物 昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された建築物
【既存耐震不適格建築物】



熊本地震の被害状況

2 耐震化の現状と目標

項目	現状	目標
① 住宅の耐震の目標 【耐震性が不十分な住宅の比率】	(平成 25 年) 25%	(平成 37 年) 概ね解消
② 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 【耐震化率】	(平成 28 年度) 89%	(平成 32 年) 95%

出典：①鹿児島県住生活基本計画(H28.12)

②建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(H28.3)・県建築課調査(H29.3)

3 主な施策

○防災拠点建築物への耐震診断義務付け【要安全確認計画記載建築物】

庁舎、消防署、病院などの災害応急活動拠点や一定規模以上の避難所など公共の防災拠点建築物について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、県又は鹿児島市において当該結果を公表

《対象建築物》 65 棟 (H29.12 時点)

《報告期限》

・庁舎、消防署所、警察署及び病院
・避難所又は避難場所で床面積が 1,000 m²以上

平成 32 年 3 月 31 日



庁舎の被害状況（国土交通省資料）

○耐震診断義務付け大規模建築物への支援【要緊急安全確認大規模建築物】

法律で耐震診断を義務付けられたホテル・旅館、店舗などの大規模建築物について、「鹿児島県建築物耐震化促進事業」により耐震改修等費用を支援

《対象建築物》 23 棟

《補助率》国、県、市計

・階数 3 以上かつ延べ面積 5,000 m²以上

・耐震診断・補強設計 5/6
・耐震改修 約 45%



県内の耐震改修工事の事例

○避難所等の天井など非構造部材の耐震化の促進

学校の体育館など避難所等について、地震発生後に使用継続ができるよう、天井等の非構造部材の落下防止対策等を促進



吊り天井の落下（国土交通省資料）